

## 令和5年度以降のロードマップ

表の見方 ①講師について ②経費について ③送迎について

部活動	令和5年度 これまでと同じ活動	令和6年度 休日部活動の一部移行 平日部活動の任意加入制開始	令和7年度 休日部活動の全部移行 平日部活動の任意加入制継続	令和5年度 全国中学校体育大会における クラブチーム参加特例競技部細則
野球部	○部活動として ①顧問2名と外部指導者 (佐藤金也氏) ※増やす ②保護者会 ③バス(町)・保護者	○地域クラブ活動として (スポ少に加入) ①教員は兼職願いを提出。 指導者3~5名を確保。 ②保護者会(謝礼) ③保護者	○地域クラブ活動として (スポ少に加入) ①職員は兼職願いを提出。 ②クラブ会費 ③保護者	○継続的に活動し、都道府県軟式野球連盟に加盟している団体 (各予選会の実施方法、参加方法については県中体連の開催基準に従うこと)
陸上	○部活動として(希望者は尾花沢のクラブへの加入も可能) ①顧問2名、部活動指導員(清水) ②保護者会 ③バス(町)・保護者	○地域クラブ活動として (町スポーツ協会) ①町陸上協会。教員は兼職願いを提出。 ②クラブ会費 ③保護者	○地域クラブ活動として (町スポーツ協会) ①町陸上協会。教員は兼職願いを提出。 ②クラブ会費 ③保護者	○日本陸上競技連盟に登録をしている団体(地域クラブ等)で参加できる。 ○リレーは、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、団体の所属で参加することが出来る。
ソフトボール	○部活動として ①顧問2名及び拠点校の指導者 ②保護者会 ③バス(町)・保護者	○地域クラブ活動として ①スポ少指導者(保護者が兼ねる場合もある)。教員は兼職願いを提出。 ②会費	○地域クラブ活動として ①スポ少指導者(保護者が兼ねる場合もある)。教員は兼職願いを提出。 ②会費	○中体連登録及び日本ソフトボール協会のチーム登録をしていること。 ○当面の間、県中体連委員長が判断し、学校部活動として扱う。その場合、構成が中体連の学校部活動の合同規程を満たして

		③スポ少。保護者。	③スポ少。保護者。	おり、学校の教員・部活動指導員等の指導の元での活動であることを条件とする。
バレー ボール	○部活動として ①顧問1名及び外部指導者 ②保護者会 ③バス(町)・保護者	○地域クラブ活動として(町外スポ少へ) ①スポ少指導者(保護者が兼ねる場合もある)。教員は兼職願いを提出。 ②会費(団費) ③スポ少。保護者。	○地域クラブ活動として(町外スポ少へ) ①スポ少指導者(保護者が兼ねる場合もある)。教員は兼職願いを提出。 ②会費(団費) ③スポ少。保護者。	○中学校の部活動チームが大会に参加する場合、その中学校の生徒のみで編成された地域スポーツ団体の参加は認めない(1学校から2チームは×)。 ○JVA-MRSのチーム登録が完了していること。 ○募集要項やホームページ等で公募していること。 ○JVA-MRの個人登録が完了していること。
柔道	○部活動として ①顧問1名及び外部指導者 ②保護者会 ③バス(町)・保護者	○地域クラブ活動として(スポ少に加入) ①スポ少指導者(保護者が兼ねる場合もある)。教員は兼職願いを提出。 ②会費(団費) ③スポ少。保護者。	○地域クラブ活動として(スポ少に加入) ①スポ少指導者(保護者が兼ねる場合もある)。教員は兼職願いを提出。 ②会費(団費) ③スポ少。保護者。	○令和4年度期間内において、各都道府県柔道連盟を通して全柔連に加盟、登録を済ませている。 (チームの場合は団体登録、個人の場合は競技者登録)
剣道	○部活動として ①顧問1名及び外部指導者 ②保護者会 ③バス(町)・保護者	○地域クラブ活動として(スポ少に加入) ①スポ少指導者(保護者が兼ねる場合もある)。教員は兼職願いを提出。 ②会費(団費) ③スポ少。保護者。	○地域クラブ活動として(スポ少に加入) ①スポ少指導者(保護者が兼ねる場合もある)。教員は兼職願いを提出。 ②会費(団費) ③スポ少。保護者。	○団体戦については、地域移行モデル地区や、自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等とする。 ○個人戦については、所属するスポーツ団体からの参加とする。

				○参加の許可については、県中体連及び中体連剣道専門部が確認を行い判断する。
卓 球	○部活動として ①顧問 1 名及び外部指導者 ②保護者会 ③バス(町)・保護者	○地域クラブ活動として(スポ少に加入) ①スポ少指導者(保護者が兼ねる場合もある)。教員は兼職願いを提出。 ②会費(団費) ③スポ少。保護者。	○地域クラブ活動として(スポ少に加入) ①スポ少指導者(保護者が兼ねる場合もある)。教員は兼職願いを提出。 ②会費(団費) ③スポ少。保護者。	○団体の構成員は代表者、事務担当者、指導者、所属中学生とする。所属中学生以外は20歳以上の成人とする。 ○団体戦に参加できる地域スポーツ団体等は学校部活動が地域移行されたスポーツクラブとする。地域移行されたスポーツクラブかの判断は県中体連に任せる。
吹奏楽	○部活動として ①顧問 1 名及び外部指導者 ②保護者会 ③バス(町)・保護者	○地域クラブ活動として(吹奏楽クラブを新設) ※新庄市子ども芸術学校を参考 ①教員は兼職願いを提出。(希望がなければ外部から招聘) ②会費 ③保護者 特記事項) 楽器等の経費	○地域クラブ活動として(吹奏楽クラブを新設) ①教員は兼職願いを提出。(希望がなければ外部から招聘) ②会費 ③保護者 特記事項) 楽器等の経費	
書 道	○部活動として ①休日の部活動なし(平日は顧問 1 名)	○地域クラブ活動として(書道クラブを新設) ※新庄市子ども芸術学校を参考 ①芸文協に依頼(書道愛好会)	○地域クラブ活動として(書道クラブを新設) ①芸文協に依頼(書道愛好会) ②会費 ③保護者	

		②会費 ③保護者		
水 泳	○部活動として（活動場所はスイミングクラブ） ①顧問 1 名 ②保護者 ③保護者	○地域クラブ活動として（個別にスイミングクラブに加入） ①クラブの指導者 ②会費 ③保護者	○地域クラブ活動として（個別にスイミングクラブに加入） ①クラブの指導者 ②会費 ③保護者	○地域スポーツ単体等が（公財）日本水泳連盟への団体登録が完了していること。 また同じ内容で県中体連に登録していること。 ○地域スポーツ団体等で全国中学校水泳競技大会につながる予選大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
サッカー				○学校団体ではない場合は、JFA へのチーム登録をしていること。

※令和 5 年度の県中体連へのクラブチームの登録は 4 月 3 日まで。

※県中体連として、令和 5 年度は「自治体や教育委員会が主導して行っている部活動地域移行の取り組みによって生じた団体、もしくは各市町村教育委員会から認可されたもの」のみを「地域移行されたクラブ」として扱う。